

進路指導の方針

- ① 保護者、中学校、企業、就職支援員と連携を図り、あらゆる生徒の定時制高等学校修学を促進する。
- ② 個人面談や生活、勤務状況、進路希望等の各調査を通して、生徒の実態把握に努める。
- ③ 通学を確実に保障するように努める。経済的に困難な生徒に対しては、各種奨学金や修学奨励費申請を積極的に勧める。他の要因に対しては、保護者、職場、関連する行政と連絡を密に取り、改善に努める。
- ④ 在校生に対して、アルバイト等の就労支援をアルバイト求人票の掲示をもって、積極的に行う。
- ⑤ 総合的な探究の時間を利用して、「労働法教育」、「金銭感覚トレーニング」、「消費者教育」などについて、外部講師を招き取り組む。
- ⑥ 3、4年次に対して、専門学校・大学の担当者・外部講師を招き、「進路ガイダンス」を実施する。また、卒業生（進学・就職）を招き、「進路体験を聞く会」を実施する。
- ⑦ 未就職生徒、転職希望生徒の就職の指導、保障に努める。就職指導に当たっては、憲法に基づき、差別選考や卒業後に差別的待遇が起こらないよう、採用者側に働きかける。
- ⑧ 定時制課程における勉学を通じて、更に向学心を抱く生徒に対しては、各人の能力、特性に応じた進路を保障するための指導を行う。その際、各種奨学金や借り入れ制度を紹介し、生徒が経済的理由により進学を断念することのないよう指導する。
- ⑨ 地元中学校の実践に学び、生徒の定着指導に資するため、年間2回程度中高連絡会を開催する。第2回目には併せて学校公開も開催する。
- ⑩ 配慮を要する生徒についての情報を共有し、支援のあり方を探るために、「要配慮会議」を実施する。また、地域と連携して「特性に応じたキャリアプラン説明会」を実施する。
- ⑪ 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」と連携し、課題を有する生徒の支援を行う。
- ⑫ 卒業生の離職の防止を目的に、また雇用主への挨拶を兼ねて卒業生就労先の訪問を実施する。併せて、在校生の就労先も訪問し情報交換を行う。上記二つの取り組みは、求人開拓（アルバイト先開拓を含む）の性格も併せ持つ。